

砺波市農業委員会10月総会議事録

開催日時 令和6年10月8日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 26名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
3番	吉田 一馬	17番	亀永 理恵
5番	林 政樹	18番	土田 英雄
6番	前野 久	19番	中村 栄克
7番	石田 智久	20番	満保 雅春
8番	鴨井 克之	21番	今井 久人
9番	川邊 洋	22番	松原 光雄
10番	舘 和香子	23番	黒田 英嗣
11番	樋掛 雅彦	24番	山本 渉
12番	田嶋 和樹	26番	源通 一郎
13番	森田 修	27番	齋藤 徹
14番	松浦 正一	28番	片山 雅喜
15番	飯田 輝一	29番	水野 勢津子

欠席した委員 3名

2番	堀田 敬三	25番	小幡 直也
4番	柴田 泰利		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会10月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。お忙しい中総会に出席いただき誠にありがとうございます。さて、耕作放棄地対策で8月3日に播種したヒマワリはきれいに咲きましたが、見頃も終わりに近づいています。その節につきましてはご協力いただきありがとうございました。今後については刈り取りを行う予定となっています。その際に人手がいるようなことがあるかもしれませんが、その折はまたみなさま方にご連絡してご協力を仰ぐことになるかと思っておりますのでお願いいたします。

また、本日は11月13日開催の研修会について案内があったかと思えます。せっかくの機会ですので、ぜひとも出席の方向でご検討ください。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号3番吉田 一馬委員・議席番号5番林 政樹委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1から3は、所有者が農地の譲渡を検討していたところ、地区の担い手である譲受人と話がまとまったものです。番号4は、平成26年に譲受人の父と譲渡人との農地法第3条による所有権移転許可がされていたものの、登記手続きが行われないまま譲受人の父が亡くなったため、改めて相続人である譲受人が許可申請をするものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第18号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 4番について、譲受人の父が亡くなられた際に所有農地を確認したところ、過去に農地法第3条許可がされていた農地について所有者の変更登記がされていなかったことがわかり、今回改めて申請されたものです。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第18号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件の別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地利用計画の用途」に該当します。申請者は、農業を営んでおり、関連店舗の開店に伴い集客が見込まれるため、不足する駐車場を増設するものです、

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第19号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　中村委員、どうぞ。

中村委員 　8月の総会で農地利用計画の軽微な変更の審議がされ、承認された案件です。イチゴ狩りや直売店舗の開店などで規模が拡大しており、県内外からの集客により駐車場が手狭となったことから今回隣接する農地の転用を申請されるものです。ご承認よろしく願います。

議長 　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第19号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第20号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、5件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地近郊において、貸事務所の建築を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地近郊において、夫婦で生活できる十分な土地を探しており、申請地にて一般住宅建設を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域であり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地近郊において、分譲住宅敷地を計画しています。

(議案書番号4朗読)

別添資料の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域であり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、子供達が現在通っている学校に通学できる範囲で新居を探しており、申請地にて一般住宅建設を計画しています。

(議案書番号5朗読)

別添資料の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地利用計画の用途」に該当します。申請者は、営農組合であり、申請地にある老朽化した農業用施設を建て替える計画でございます。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第20号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、申請地は国道交差点沿いの交通の利便性の高い場所であり、貸事務所の建築を計画しています。9階建てを想定していますが、状況によっては階数が減る可能性もあります。

2番について、申請地は大型商業店舗に近く、周辺も新興の住宅地に囲まれています。譲受人は生活の便のよい市街地での住宅建築を検討していたところ、話がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　前野委員、どうぞ。

前野委員 　　5番について、農振除外の軽微な変更で8月の総会で承認を受けている案件です。建築から50年近くたった乾燥施設を建て替えて、大型乾燥機5台の設置を計画しています。転用許可を受ければ11月に造成工事に着手し、雪解けを待って建屋工事を行い、収穫時期まで間に合うように進める予定です。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　林委員、どうぞ。

林 委 員 　　4番について、現況写真は住宅団地の一角で宅地になっています。申請地は過去に住宅敷地として転用許可を受けた土地で、その時点で造成して分譲されたものです。造成後に住宅建築がされないまま当時許可を受けた方が亡くなり、最近その土地を相続された方も住宅建築をされる予定がなかったため譲渡を検討していました。今回、譲受人が勤務地である砺波市内で住宅建築を検討していたところ話がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第20号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第21号農地法第5条第1項の規定による賃借権・
使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明
願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の31ページから35ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し
ます。申請地は譲受人の実家に隣接し、営農の補助等を行う将来を見据え
た農家分家住宅の建築を計画しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第21号」につきまして、
ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 譲受人は譲渡人の子にあたります。譲受人は将来的に父が所有する田畑
を受け継ぐ意向があり、それに伴い現在畑として利用している部分に分家
住宅を建築する計画です。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第21号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の5ページをお願いします。
令和6年8月に受け付けた農振除外の願出は6件となっております。

(除外案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてをお願いします。
譲受人は、出町小・中学校下において、32区画の注文分譲住宅地を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてをお願いします。
譲受人は、中古車販売業を営んでおり、願出地から市道を挟んだ西側にある実家を事務所として使用しています。これまで中古車は、鷹栖地区の借地を利用し駐車していましたが、この度、返還を求められ、新たに願出地で事業用の駐車場を計画しています。

(除外案件番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてをお願いします。
願出者は令和4年まで認定農業者でしたが、農業用施設とともに自宅を建て替えた際に農振除外・農地転用の手続きを行わないで農地に建築してしまいました。このことから、あらためて手続きを行い、是正を図ります。

(除外案件番号4朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてをお願いします。
借受人の実家は農家であり、分家住宅を計画しています。

(除外案件番号5朗読)

別添資料の21ページから25ページまでと併せてをお願いします。

譲受人は自動車などの販売業を営んでいます。事業拡大に伴い、ショールームなどを建設する計画です。

(除外案件番号6朗読)

別添資料の26ページから30ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、現在利用している職員駐車場が所有者から返還を求められており、こども園に隣接した農地で職員駐車場を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、出町地区の中心に近い場所にあります。出町小学校の校下での宅地の問い合わせが多く需要が高いことから、32戸分の分譲宅地を計画しています。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　松浦委員、どうぞ。

松浦委員 　　5番について、事業の拡大のため敷地を拡張したいという申し入れがあり、それに合わせて1枚の田のうち必要な分を分筆し、事業敷地にする計画です。残存する農地については用水や農業用機械の進入路も従来通り確保されています。

6番について、今年の4月からこども園が開設されましたが、その際に新たな職員の駐車場までは用意できていなかったため、今回こども園に隣接して職員駐車場を整備する計画です。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　吉田委員、どうぞ。

吉田委員 　　4番について、分家住宅のために農地を分筆していますが、農業者の立

場からみると耕作がやりにくい位置になっているように思います。現在の耕作者が将来も耕作していくとは限らず、他の農業者が耕作する可能性もあるため、農地の一部を転用する場合には残存農地の耕作に影響がないよう考慮する必要がありますが、十分に検討されたものでしょうか。

事務局 今回の申請農地は自己所有地であり、申請者の家族で耕作する自作地です。分家住宅を建築する借受人も将来的に実家の農業に関わる意向であり、今後の営農を考慮して検討されたものとなっています。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号説明)

議長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 40)